# **第１章　個別避難計画の作成における基本的な事項と府の取組**

## **１．個別避難計画作成の流れ**

国が示す、優先度の高い要支援者の計画作成の流れは以下のとおりです。

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

対応の流れ（一例）

【Step１】町内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成活用方法の検討（共有）

・福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい

【Step２】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）

【Step３】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要）や事例を説明

【Step４】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step５】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

【Step６】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

　　・福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する

　　・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい

　　・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる

【Step７】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

　　・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

（出典：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）平成25年８月（令和３年５月改定）内閣府（防災担当）

これはあくまでも一例であり、必ずしもStep1～7の順序通りに実施する必要はありません。実際には各地域の状況や、市町村の庁内外における体制等によって、作成パターンは異なります。第２章以降で、府内市町村へのヒアリングに基づいて、府がとりまとめた計画作成の進め方をお示します。

## **２．個別避難計画作成を通じた地域共生社会づくり**

☝ポイント

○個別避難計画の作成は地域共生社会づくりの取組の一つ

市町村には地域包括ケアシステムをはじめ様々な分野でネットワークづくりが進められていますが、地域コミュニティの希薄化や価値観の多様性・複雑化などにより、支援が行き届かないケースが増えています。こうした課題に対応するためには「縦割り」ではなく「丸ごと」の支援体制の整備が不可欠です。個別避難計画については、防災・福祉・医療など、地域の様々な関係者間での有機的なネットワークを構築することとなり、重層的な支援体制を構築することで、災害時の対応だけではなく、平時の地域力の向上にもつなげることができます。

**個別避難計画は、地域共生社会の構築に向けたさまざまな地域連携の取組の一つとして位置づけて作成していくことが重要です。**

****

Ⓒ2014 大阪府もずやん

## **３．個別避難計画作成推進に向けた府の支援について**

市町村における個別避難計画の作成推進に資するよう、府では、危機管理室及び福祉部、健康医療部、都市整備部が連携し、以下の取組等を実施しています。引き続き、市町村のニーズ把握に努め、支援内容を充実させてまいります。

**④計画作成に苦慮されている市町村への重点ヒアリング**

計画作成に苦慮されている市町村に対し、府からの支援についてのニーズ把握を実施し、今後の支援内容に反映させる

**③コミュニティタイムライン等との連携**

府都市整備部からCTと連携した計画作成を市町村へ提案し、令和４年度は、１市（１地区）がとCTと連携し計画を作成

**②介護支援専門員協会との連携**

主任ケアマネジャー法定外研修にて、個別避難計画の制度等について説明し、

計画への理解促進を図るとともに、作成への協力依頼を実施

**府の取組**

**①人材育成**

　ⅰ市町村幹部職員を対象とした災害マネジメント研修

　ⅱ地域調整会議開催に向けた防災・福祉関係者向け研修

ⅲ自主防災組織リーダー育成研修（府内8箇所で実施）

➡上記研修を実施し、計画関係者への啓発を図る